

令和3年第3回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和3年4月27日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見	亮一	君	2番	高道	洋子	君
3番	進藤	晴子	君	4番	榊原	深雪	君
5番	田利	正文	君	6番	熊澤	芳潔	君
7番	高橋	健一	君	8番	川上	修一	君
9番	高橋	秀樹	君	10番	二川	靖	君
11番	木村	明雄	君	12番	井脇	昌美	君
13番	吉田	敏男	君				

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	松野孝	君
福祉課長	保多紀江	君
住民課長	佐々木雅宏	君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田	君
事務局次長	野田誠	君
総務担当主査	中鉢武志	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3～P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 常任委員の選任＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 議会運営委員会の選任＜P 5＞
- 日程第 5 行政報告（町長）＜P 5～P 6＞
- 日程第 6 報告承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 2 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 1 号）〕＜P 6～P 8＞
- 日程第 7 議案第 4 8 号 足寄町税条例の一部を改正する条例＜P 8～P 9＞
- 日程第 8 議案第 4 9 号 令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 2 号）＜P 9～P 1 0＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和3年第3回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 渡辺俊一君から、招集の御挨拶がございます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和3年第3回臨時議会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、先ほど御挨拶をさせていただき時間を頂きましたけれども、4月1日付の人事異動で課長職の顔ぶれも大分変わりました。また、職員も異動で大分変わりましたので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症の関係につきましては、後ほど行政報告をさせていただきますけれども、東京、大阪など4都府県で4月25日から5月11日までの間、緊急事態宣言が発令されていますし、また蔓延防止等重点措置が実施されている県もございます。北海道においては、これまでのところ新規感染者の急激な拡大ということにはなっておりませんが、札幌を中心に徐々に拡大傾向が続いておりますし、感染しやすいとされております変異株ですとか、それからクラスターの発生などもございまして、まだまだ予断を許さない、そういう状況かなと考えております。一日も早い収束が望まれているところでござ

いますけれども、収束の切り札と言われておりますワクチンについては接種が完了するまでにはまだまだ時間がかかると思いますので、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の対象地域、それから札幌市等の行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控えるとともに、感染予防、感染拡大防止対策に引き続き御協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、高速道路の関係でございますけれども、平成26年から当面着工しない区間とされておりました北海道横断自動車道の足寄陸別間、31キロについて、国土交通省が2021年の事業再開に向けて検討を進める方針を固めて、近く正式決定される見通しというような報道がございました。まだ詳しい内容については、私どもも分かってございませんけれども、この区間につきましては十勝とオホーツク圏、釧路圏を結ぶもので、人やものの交流、それから観光、防災というようないろいろな交流を高速道路を通じてつないでいくという非常に重要な区間でございますので、検討が進めば着工に向けてもはずみがついてくるのかなと考えているところでございます。

さて、本日御審議いただく議案でございますけれども、専決処分の報告承認1件と、税条例の一部改正、それから一般会計補正予算の議案2件を予定してございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、7番高橋健一君、8番川上修一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君）
本日開催されました、第3回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は任期満了に伴う常任委員の選任、議会運営委員の選任を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第1号と議案第48号から議案第49号を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 常任委員の選任

○議長（吉田敏男君） 日程第3 常任委員の選任を行います。

本件は現在の常任委員の任期が令和3年5月9日に2年の任期を満了することから、選任を行うものです。

お諮りをいたします。

常任委員の選任方法については、条例第113条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、従来行ってきた方法は、各議員から希望を取り議長が調整の上、会議に諮って指名する方法を取っておりますが、この方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

常任委員会の選任につきましては、条例第113条第2項の規定により、総務産業常任委員会7名のお名前を申し上げます。

総務産業常任委員会、榊原深雪君、田利正文君、川上修一君、高橋秀樹君、二川靖君、井脇昌美君、そして私、吉田敏男です。

次に、文教厚生常任委員会6名のお名前を申し上げます。

多治見亮一君、高道洋子君、進藤晴子君、熊澤芳潔君、高橋健一君、木村明雄君、以上の6名であります。

広報広聴常任委員会は、条例第106条第1項第3号の規定により、議長を除く12人の委員といたします。

以上のとおり、指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしましたとおり、常任委員に選任することを決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

○副議長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議長の常任委員の辞任

○副議長（井脇昌美君） ただいま、総務産業常任委員会に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、条例第113条第7項の規定により、辞任を認めているところでもありますので、総務産業常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

総務産業常任委員会、委員長に高橋秀樹君、副委員長に二川 靖君。

文教厚生常任委員会、委員長に高道洋子君、副委員長に高橋健一君。

広報広聴常任委員会、委員長に熊澤芳潔君、副委員長に進藤晴子君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎ 議会運営委員の選任

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議会運営委員会委員の選任を行います。

本件につきましても、先ほどの常任委員の任期と同様、令和3年5月9日に任期満了を迎えることから選任を行うものであります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会の委員の選任については、条例第113条第2項の規定により、高橋秀樹君、高道洋子君、熊澤芳潔君、榊原深雪君、木村明雄君、以上の5人を指名をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました5人の方を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催をし、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に榊原深雪君、副委員長に木村明雄君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、行政報告を申し上げます。

本町における新型コロナウイルス感染症に対する取組状況について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、国は4月上旬から高齢者の優先接種分ワクチンの配分を開始しており、当町におきましては5月上旬にワクチン975回分が供給されることとなっております。国によりますと、6月末までに高齢者が2回接種できる量を供給する見込みであり、その後9月頃までに希望者全員が接種できるワクチンが配分される見込みとのことであります。

当町における高齢者の優先接種のスケジュールといたしましては、留意事項を記載したお知らせを同封したクーポン券を4月22日から発送し、4月27日本日でありますけれども、本日から予約受付を開始いたしました。予約は、役場福祉課に専用電話を開設して一括受付しており、予約時の混雑緩和のために、おおむね5歳ごとに年齢を区分して段階的に受付を開始しております。

次に、ワクチンの接種時期についてですが、5月上旬に到着するワクチンは、クラスター発生のリスク低減を図るために、特別養護老人ホームや老人保健施設、ケアハウス等の高齢者施設入所者及び従事者等に5月6日から順次接種を行ってまいります。また、一般高齢者につきましては、町内の3医療機関の御協力を頂き、各医療機関において個別接種を行うこととしております。医療従事者への優先接種が落ち着く

5月26日から接種を開始し、8月までに高齢者への接種を完了する見込みとなっております。

なお、高齢者以外の方については、今後ワクチンの供給や各医療機関での接種状況により、接種開始時期を検討してまいります。

次に、町内における新型コロナウイルス感染症感染者の発生について御報告いたします。

4月6日、足寄町学習塾から職員1名が新型コロナウイルス感染症の陽性者であることが判明した旨、本町に連絡がありました。学習塾によりますと、帯広保健所の調査の結果、感染経路が明らかとなっており、学習塾内においての濃厚接触者がいないことが確認されていますが、学習塾では4月6日と7日を休業し、保健所の指導の下、全館の消毒を行って安全性の確保を図っています。

また、学習塾のほかの職員についても、濃厚接触者には該当しませんが、任意に抗原検査を行って陰性であることを確認しております。

学習塾においては、以前から感染予防に取り組んでいましたが、今後も保健所の指導などに基づき感染防止に取り組んでまいります。

なお、4月7日に足寄町学習塾がホームページにおいて公表を行ったことから、併せて本町もホームページに発生についてのお知らせを掲載いたしました。

町といたしましては、感染した方の早期回復をお祈りするとともに、誹謗中傷につながらないように町民の皆様の冷静な行動をお願い申し上げるほか、今後も手洗い、マスクの着用、密を避けるなど、基本的な感染防止対策に取り組んでいただきますよう、町民の皆様をお願いをしております。

次に、商工振興対策について御報告いたします。

年末年始にかけての北海道の集中対策期

間や国の緊急事態宣言により、忘年会や新年会の自粛、緊急事態宣言地域との取引の停止などにより影響を受けた町内の事業者を支援するため、冬期事業継続支援金事業を実施し、特に影響の大きい飲食業、宿泊業、酒類卸小売業、食品製造業など42事業者に合計905万円の支援を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から1年が経過し、町内の様々な業種で影響が出ているため、足寄町商工会、NPO法人あしよろ観光協会及び町内金融機関と町内事業者の状況等について協議を行い、本年3月定例会において議決を頂いた事業継続支援金により、中小・小規模事業者の事業継続を支援する事業継続支援金の5月中の実施に向け準備を進めております。

また、足寄町商工会が実施するプレミアム商品券事業についても、発行に向けた準備を進めているところです。

今後におきましては、国のコロナ対策事業等の実施も見込まれ、迅速な対応が必要になり議会の議決を頂く時間的余裕がない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する取組について御報告いたしました。今後におきましても国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限とすべく全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 報告承認第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第1号専決処分の承認を求めることにつ

いて〔令和2年度足寄町一般会計補正予算（第11号）〕の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを御報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

令和2年度足寄町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分する。

専決処分の理由でございますが、令和2年度末において地方譲与税、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、繰入金等の変更により予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

令和2年度足寄町一般会計補正予算（第11号）。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億8,252万6,000円とするものでございます。

歳出の補正はございません。

歳入の主なものについて申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2款地方譲与税、第1項自動車重量譲与税におきまして、自動車重量譲与税を494万7,000円減額いたしました。

5ページをお願いいたします。

第7款地方消費税交付金におきまして、

地方消費税交付金を1,000万2,000円減額いたしました。

第8款環境性能割交付金におきまして、環境性能割交付金を1,396万円減額いたしました。

第11款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして4,717万1,000円を計上いたしました。

6ページをお願いいたします。

第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を1,885万4,000円減額いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

4ページをお開きください。

4ページから6ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度足寄町一般会計補正予算（第11号）〕の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の

承認を求めることについて〔令和2年度足寄町一般会計補正予算（第11号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第48号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第48号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第48号足寄町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が公布され、原則本年4月1日施行され、これに合わせて地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号及び政令第108号）、さらに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号及び総務省令第35号）が公布されたことから、本町の現行の税条例並びに昨年4月の臨時議会で議決を頂きました足寄町税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第8号）のうち、施行部分の一部を改正するものでございます。

改正の内容を御説明申し上げます。

議案書10ページから新旧対照表を添付しておりますので、これに沿って御説明したいと存じます。恐れ入りますが、10ページをお開き願います。

左上、第1条による改正とあるのは、現行の税条例の改正となります。

第24条第2項の改正は、個人町民税均等割非課税の範囲について扶養親族の範囲を定める改正で、その下、第34条第7項の改正は、公益法人等に対する寄附金の範

困を見直すものでございます。

次の11ページをお願いいたします。

上段の第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養控除申告について一定の要件で電子申請を可能とするもので、その次の第36条の3の3も公的年金受給者についての扶養範囲の見直しと電子申請に関する改正でございます。

その下、53条の8及び第53条の9の改正は、退職所得の申告について一定の要件を満たせば電子申請を可能とする改正でございます。

次のページをお願いいたします。

12ページ、中段ほどにある附則第5条は個人町民税所得割の非課税の範囲について扶養親族の範囲を定めるもので、その下、附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等の購入に係る医療費控除の適用を5年間延長する改正でございます。

その下、附則第9条の2の改正は、法改正により引用条項を整理する改正となっております。

次のページをお願いいたします。

13ページ、中ほどの第16項の改正につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律、その下の第18項の改正は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律に基づくもので、これら2つの法律は現在国会で審議中の自治法の法律となり、その改正内容に基づく改正となっております。

中段、附則第11条の2から次のページ、14ページの第13条までの改正は、今年度の評価替えに伴い宅地等及び農地に係る固定資産税の価格修正、負担調整措置などの仕組みを令和3年度から令和5年度の間継続、延長する見直しとなります。

14ページをお開き願います。

14ページ、下段にございます附則第15条第1項と次のページ、15ページの第2項の改正は、特別土地保有税の課税の特例を3年間延長する内容となっております。

す。

15ページ、中段の附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税の適用を本年12月まで延長するものでございます。

その下、附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割につきまして現行の条項の整理と、次の16ページの第6項以降、新たな条項の追加によりまして、軽減の特例を2年延長する内容となっております。

16ページに移りまして、16ページの下段、附則第22条の改正は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の延長、その下、第26条の改正は住宅借入金等控除の住民税控除の特例の延長に関する改正となります。

17ページをお開き願います。

左上、第2条による改正とあるのは、昨年4月の臨時議会で議決を頂きました足寄町税条例等の一部を改正する条例のうち、条項について、主として法人町民税に関して今回の法律等の改正に伴う引用条項の整理となっております。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

8ページ右側の下段、附則についてですけれども、第1条で施行期日につきましては、原則公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとしてございますが、同条第1項から次のページの、9ページの第4号までは、その例外として施行期日の異なる条項を規定しております。

9ページ、左側上段を御覧願います。

改正附則第2条第1項は、第1条の改正附則を受けて寄附控除の経過措置を、第2項及び第3項は扶養控除申告の電子提出に係る経過措置を、第4項は前の2項を受けての経過措置でございます。

中段の第3条は、固定資産税に関する経過措置について規定するもので、右上上段第4項及び第5項については、改正前と改正後の地方税法附則第64条に関する経過

措置を規定しております。

第4条は軽自動車税の環境性能割と種別割の経過措置について規定するものでございます。

長くなりましたが、以上、本条例の改正に関する提案理由の御説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第48号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第49号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第49号令和3年度足

寄町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第49号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,625万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、第12節委託料におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム連携業務といたしまして84万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第15款国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金といたしまして、歳出と同額の84万9,000円を計上いたしました。

以上で、議案第49号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6ページをお開きください。

6ページから7ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第49号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前11時40分 閉会

令和3年第3回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員